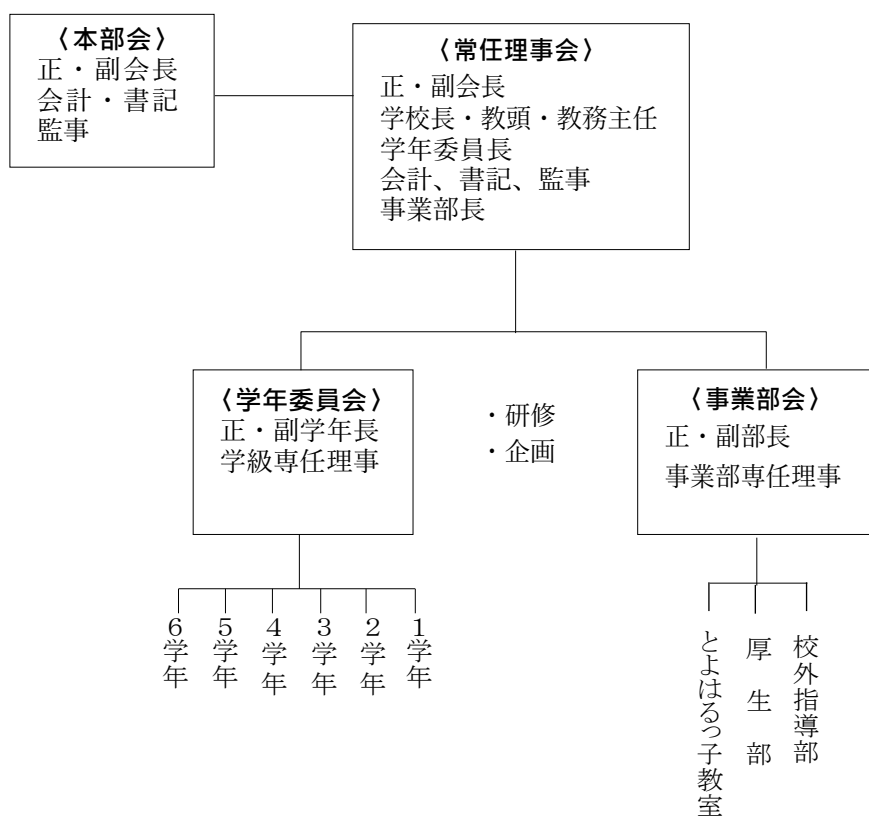


【春日部市立豊春小学校PTA】

令和4年度 P T A 組織図

《豊春小学校PTA事業機構概要》



春日部市立 豊春小学校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、豊春小学校 P T A と称し、事務所を豊春小学校に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、すべての児童が、明るく健康に成長することを希求し、保護者と教師が互いの立場、職域を尊重し、理解を深め、相たずさえて教育効果を高めるために活動することを目的とする。

(運 営 方 針)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するための社会教育団体であることの本旨を忘れず運営は会員の総意によらなければならない。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童の福祉にかかわること。
- (2) 教育生活環境の整備にかかわること。
- (3) 学校教育を理解するための研修。
- (4) 会員を対象とする成人教育及び会員相互に理解を深め、親睦を図ることを目的とする。
- (5) 学校応援ボランティア
- (6) 児童の校外指導にかかわること。
- (7) 会員及び児童の顕彰、慶弔など。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事項。

第 2 章 組 織

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、豊春小学校に在籍する児童の保護者及び教職員とする。

(役員 の 設 置)

第 6 条 本会には、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|-------------------------|-------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 | 副会長 | 2 名 |
| (2) 常任理事 | 若干名 | 会 計 | 2 名 (T 1 名・P 1 名) |
| (3) 理 事 | 若干名 | 書 記 | 2 名 |
| | | 但し、理事は学年選出理事及び学年各事業部理事、 | 教職員選出理事とする。 |
| (4) 監 事 | 若干名 | (必要に応じて増員可) | |
| (5) 委 員 | 若干名 | 但し、委員は、学年選出委員とする。事業部委員の | 選出は事業部ごとに各3名とする。 |

(役員 の 選 出)

第 7 条 役員は、次の方法により選任するものとする。

- (1) 会長、副会長、会計、書記 1 名は選考委員会により選出され、総会の承認を求めるものとする。
- (2) 理事及び委員は、学年別に会員の互選によるものとし、総会の承認を求めるものとする。

- (3) 常任理事は、各事業部の部長及び学年委員長を以ってあてる。
- (4) 各事業部の正・副部長は、部会によって理事の中から選出する。
- (5) 学年委員長は、各学年の学年専任理事の互選とする。
- (6) 会計（T 1 名）、監事は、会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第 8 条 役員は、本会の目的に即し、且つ会員の立場に立って次の各項の仕事を遂行しなければならない。

- (1) 会長は、本会の代表者として、会務を掌理し、すべての会議、集会等を召集し、その発展に努めなければならない。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 常任理事は、会の運営、理事会の策定すべき事項の企画立案等を行うほか事業部の部長または学年委員長としてその運営にあたらなければならない。
- (4) 理事は、理事会を構成し、事業計画、事業報告、予算、決算を策定するほか、事業部専任理事、学年専任理事は、それぞれの職能に応じて事業の円滑な遂行を図らなければならない。
- (5) 会計は、会の会計事務を担当する。
書記は、総会及び常任理事会の議事ならびに会の活動に関する事項を記録し、保存をし、会の事務を担当する。
- (6) 監事は、会計を監査する。
- (7) 委員は、各事業部または各学年に属し、会の運営にあたる。

（役員の仕事）

第 9 条 (1) 役員の仕事はすべて1ヶ年とする。但し、再任を妨げず、欠員により補充された役員は、前任者の残任期間とする。
(2) 本部会役員の仕事はすべて2ヶ年とする。但し、再任を妨げず、2年在籍の場合は、在学児童2名迄2回目を免除とする。

（事業部）

第 10 条 本会に次の事業部を置き、それぞれの企画立案、運営にあたり、会の発展に寄与するものとする。

- (1) 校外指導部
- (2) 厚生部
- (3) とよはるっ子教室部

（事業部の構成）

第 11 条 各事業部は、理事及び委員を以って構成する。

（学年委員会の構成）

第 12 条 学年委員会は、学年ごとに選出された理事を以って構成する。

（事業部の職能）

第 13 条 (1) 校外指導部は、児童の校外生活に関することの指導をする。
(2) 厚生部は、保健衛生（学校給食を含む）及び児童福祉に関すること。
(3) とよはるっ子教室部は、放課後の子供たちの安全安心な環境づくりを推進すること。

（学年委員会の職能）

第 14 条 学年委員会は、各学年の学級 P T A 活動を促進する。

第 3 章 財 務

(経 費)

第 15 条 本会は活動に必要な経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第 16 条 会費は、月額 200 円とする。

(会 計 年 度)

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わるものとする。

(教育奨励費と環境整備費)

第 18 条 教育奨励費と環境整備費は、独立した金銭出納簿を作成し、管理する。
また、会長、副会長の求めるときは、年に複数回、会計監査を行うことができる。

第 4 章 会 議

(会 議 の 別)

第 19 条 本会の会議は、次の通りとする。

- | | | | |
|-----------|---------|---------|-----------|
| (1) 総 会 | (2) 委員会 | (3) 理事会 | (4) 本部役員会 |
| (5) 常任理事会 | (6) 部 会 | (7) 学級会 | |

(定 足 数)

第 20 条 本会の会議の定足数は、すべて構成員の過半数とする。但し、委任状の提出されたものについては、これを出席者とみなす。

(採 決)

第 21 条 本会の会議における採決は、すべて出席者の過半数とする。
但し、賛否同数の場合は、議長の決するところとする。

(総 会)

第 22 条 総会は、本会の最高議決機関にして、すべての会員を以って構成し、毎年 1 回開会し、次の事項を審議決定する。但し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
なお議長は会長より選任する。
(1) 事業計画及び予算の審議決定
(2) 事業報告、決算の承認
(3) 役員の承認、その他必要事項

(委 員 会)

第 23 条 委員会は、必要に応じ開催し、本会の運営が密なることを期し、第 8 条第 7 項に定めることを行う。会議の議長は委員長がつとめる。

(理 事 会)

第 24 条 理事会は、必要に応じて開催し、第 8 条第 4 項の定めることを行う。
会議の議長は会長がつとめる。

(本 部 役 員 会)

第 25 条 本部役員会は、必要に応じて開催し、会の運営を速やかにする為に、常任理事会及びその他の議題を検討する。会議の議長は、会長がつとめる。

(常 任 理 事 会)

第 26 条 常任理事会は、必要に応じて開催し、第 8 条第 3 項の定めることを行う。
会議の議長は、会長がつとめる。

(部 会)

第 27 条 部会は、必要に応じて開催し、部の運営に当たると同時に必要な事を審議決定する。
会議の議長は部長がつとめる。

(学 級 会)

第 28 条 学級会は、必要に応じて開催し、学級の活動について審議決定し運営する。
会議の議長は、それぞれ学年専任理事がつとめる。

第 5 章 選考委員会規定

第 29 条 本会は、選考委員会の規定を別に定める。

第 6 章 顕彰及び慶弔規定

(教職員、役員の顕彰)

第 30 条 本会は、学校教育振興及び本会の目的達成のために特に努力された教職員、役員には記念品を贈り、その労をねぎらうこととする。

(児童の顕彰)

第 31 条 本会は、小学校課程を修了する児童に記念品を贈り、健やかに成長した喜びをわかち合うこととする。

(慶弔規定)

第 32 条 本会は会員の慶弔について、別に定める基準に従い、その意を表すものとする。

第 7 章 会則の改正

第 33 条 この会則は、総会において3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

付 則

この会則は、昭和49年5月11日から施行する。

* 昭和52年 5月	一部改正 (事 業 部)	* 平成12年 5月	一部改正 (本部役員会)
* 昭和53年 5月	一部改正 (会 議)	* 平成16年 5月	一部改正 (事 業 部)
* 昭和55年 5月	一部改正 (会 費 等)	* 平成17年 5月	一部改正 (財 務)
* 昭和58年 5月	一部改正 (事 業 部)	* 平成18年 5月	一部改正 (財 務)
* 昭和60年 5月	一部改正 (事 業 部)	* 平成20年 5月	一部改正 (互 助 会)
* 昭和62年 5月	一部改正 (役 員 等)	* 平成21年 5月	一部改正 (財 務)
* 平成 2年 5月	一部改正 (会 費 等)	* 平成22年 5月	一部改正 (事 業)
* 平成 4年 5月	一部改正 (役 員 等)	* 平成24年 5月	一部改正 (本 部 役 員)
* 平成 6年 5月	一部改正 (会 費 等)	* 平成30年 5月	一部改正 (本部役員・事業部)
* 平成 7年 5月	一部改正 (役 員 等)	* 令和元年 5月	一部改正 (選考委員会規定)
* 平成10年 5月	一部改正 (選考委員会)	* 令和 2年 5月	一部改正 (選考委員会規定)
		* 令和 3年 5月	一部改正 (役 員 等)
		* 令和 4年 5月	一部改正 (役員・会費等)

豊春小学校 P T A 選考委員会規定

1. 目的 本委員会は会長、副会長、会計、書記1名を選考し、常任理事会に報告することを目的とする。
2. 選考方針 本委員会は全ての会員の中より選考対象者を広くつのり、公平に選考しなければならない。本部役員への立候補者がいない場合、くじ引き制度により選出する。本部役員を2年以上経験した者は、くじ引きを免除とする。
3. 構成 選考委員は本部役員とする。
4. 任期 本委員会は結果を常任理事会に報告したのち総会にはかることにより終了する。

豊春小学校 P T A 慶弔規定

* P 会員は夫婦ともに会員

1. 慶事
教職員の結婚・出産 5,000円
2. 弔事
児童及び会員の死亡の場合 花輪と5,000円
教職員の配偶者死亡の場合 5,000円
3. 転退職の教職員に対する記念品代 勤続年数×1,000円相当
4. その他特別な場合
正副会長、会計で検討し、決定し、後日常任理事会の承認を受けること。
5. 慶弔金の交付を受けた場合は、固く「お返し」等を行わないこととする。

昭和61年5月10日 改正

昭和63年 一部改正

平成3年5月11日 一部改正

平成21年5月 一部改正

平成30年5月 一部改正

春日部市市民活動総合補償制度概要

1 対象となる活動と補償内容

(1) P T Aが行う公益活動等の活動及びこれらのための準備活動

①傷害補償

P T Aが主催または共催する行事の活動中の事故等による怪我等（自宅と会場との往復途上も含む）
例：総会、役員会、学校奉仕活動、研修会、講演会、市P連関係会議等（総会、役員会、研修会等）

②賠償責任補償

P T Aが主催または共催する行事の活動中に第三者に与えた損害（身体・財物・保管物）
（参加する際の自宅と会場との往復途上は除く）

例：総会等の年間計画に基づき実施される行事に伴う対人、対物の損害賠償及び、第三者から借用した
スポーツ用具等の保管物の損壊・紛失等による損害賠償

③疾病補償

P T Aが主催または共催する行事の活動中に急性心疾患や急性脳疾患で死亡した場合に適用されます。

※市民活動総合補償制度は、P T A活動に特化した制度ではございません。事故の態様によっては対象にならないこともありますので、事故が発生したときは市民参加推進課にお問い合わせください。

(2) 対象者

①P T A会員（教員含む）及び各学校の児童・生徒

②P T A会員の同居親族（児童・生徒の兄弟姉妹、祖父母）

※①と②は、(1)の活動を行う者であり、来場者や同伴者は除く。

③P T Aの年間行事計画に入っている行事（総会等により決定されたもの）の*関係者（講師・指導者・協力者等）※交通費以外に活動に対する謝礼等が支払われている場合は対象外。

(3) 補償内容

【傷害補償】

区分	傷害事故	熱中症、日射病、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
死亡補償	500万	300万
後遺障害補償	15万～500万	9万～300万
入院補償	1日3,000円（事故の日から180日を限度）	
手術補償	手術の種類に応じて、入院補償日額の10倍、20倍又は40倍の額 （事故の日から180日以内の手術）	
通院補償	1日 2,000円（事故の日から180日までの間で90日を限度）	

【賠償責任補償】

区分	補償限度額	免責金額
身体賠償	1人につき5,000万円 1事故につき2億円	1事故につき1,000円
財物賠償	1事故につき500万円	1事故につき1,000円
保管物賠償	1事故につき300万円	1事故につき5,000円

【疾病補償】 1人につき50万円（活動中に急性心疾患や急性脳疾患で死亡した場合）

2 登録手続き

現在37団体登録済み。事務局（社会教育課）にて手続きを行う

3 期間 5月1日から翌年5月1日までの間

4 補償金請求

・事故が発生したら、速やかにP T A役員又は市民参加推進課に連絡をし、所定の手続きを行ってください。

※傷害事故等で医療機関にかかる場合、初診時には接骨院や整骨院ではなく、整形外科などで医師による診察を受けるようにして下さい。（その後の通院で接骨院や整骨院に通うことは構いません。）

5 問い合わせ先

・市民参加推進課 TEL：736-1111 内線2876

・春日部市教育委員会社会教育課内 市P T A連合会事務局 TEL 736-1111 内線4818

6 その他

「こどもかけこみ110番の家」の保険は、市P T A連合会で一括し「こどもかけこみ110番の家見舞金 制度」に加入しています。

「こどもかけこみ110番の家見舞金制度」保険概要

(1) 補償期間

令和4年5月1日から令和5年4月30日

(2) 対象者等

①協力者

連合会が運営する「こどもかけこみ110番の家」に登録したもの。
協力者、協力者の配偶者、協力者もしくは協力者の配偶者と生計を共にする同居の家族、
または、協力者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイト含む）。

②登録建物

登録者の居住または店舗建物で「こどもかけこみ110番の家」として連合会に登録されているもの。これに付随する庭、車庫、物置等を含む。

③収容動産

登録建物内の協力者の所有物または貸借物をいう。ただし、自動車、原動機付自転車は除く。

(3) 補償内容

【傷害見舞金】

「こどもかけこみ110番の家」運動に直接関連して本運動の協力者が傷害を被り、

- ①死亡した場合
- ②後遺障害を被った場合
- ③入院した場合
- ④通院した場合

【財物損壊見舞金】

「こどもかけこみ110番の家」運動に直接関連して、

- ①登録建物が損壊した場合
- ②登録建物内の収容動産が損壊した場合

《1名1事故あたりの見舞金支払額》

死亡見舞金		500万円
後遺障害見舞金	重度後遺障害	500万円
	中度後遺障害	150万円
	軽度後遺障害	15万円
入院見舞金		3万円
通院見舞金		5千円
建物損害見舞金		2万円
収容物損害見舞金		2万円

(4) 事故が発生した場合

万一事故が発生した場合は、事故の概要を速やかに下記のいずれかにご連絡ください。

春日部市立豊春小学校 ☎ 048-754-0726

東京海上日動火災保険株式会社 春日部支社 ☎ 0120-119-110